

合に、利子補給をやるのが五分じやど
うしても少い、むしろ五分を限度とす
ると書いてあると、そのときの情勢に
よつて或いはもつと高い利子補給がで
きるといふことができないなりはしな
いか。さうな考へを持つのでありま
すが、この点について御意見は如何で
ありますか。

○衆議院議員(小笠公昭君) 現在政府
のやつておられる利子補給の制度、
又一面から申しますと、政府資金の放
出に際しての金利の問題は、農業関係
におきましては御承知の通り、凍霜害
等におきましては三分五厘、ものによ
りましては、利子の段階がある
ことは御承知の通りであります。これ
を今回の造船の關係におきましても御
指摘の通りでございます。私は率直に
申しまして、今商工中金の金利一割一
分五厘、長期資金につきましての金利
といふものをき得べくんばもつと下
げたいといふことを感ずるのでありま
す。先般御審議のあつたはずの中小企
業金融公庫におきましては、政府
の説明は一割になつておりますが、こ
れを衆議院におきまして、七分五厘に
下げろといふ要望を附帯決議にいたし
ておるようでありまして、できるだけ
中小企業へ安い金利の資金を補給して
行くといふことはこれから努力をしな
ければならぬと思つております。その
の金利を幾らにして、そして補給す
べき限度をどうするかといふことにな
りますと、金利の高さとの見合いの問
題もござりますが、一応通常規定され
ておるよう五分といふふうな限度を
実は採用いたしましたのであります。特
に説明に申上げましたように、本法制定
の際に、現行法の制定の際の決議にそ

ういふふうな規定もあるし、あれこれ
考えまして、五分を限度として利子補
給をすることにいたしましたのでありま
す。特に一つ考えられますことは、農
業資金或いは鉱山、船舶に対する資金
と違ひまして、中小商工業の資金とい
うものが今度調整資金の補給という
問題が長期の場合と短期の場合があ
ると思つておられますが、特に生産調
整といふふうな場合を考えて見ます
と、比較的短期だ、まあ半年か一年
という期間の資金が多くを占めるので
はないかと考えるのであります。そう
いふふうな資金に対して利子補給をす
るといふことになりまして、五分程度
といふものがそれらの資金の利子との
見合いが一応とれやせんかといふこと
を私は考えておるのであります。

○豊田雅孝君 年五分を限度とする
といふことがはつきり書いてあるところ
に将来補給を残すのではないかと
考えを強うするのであります。とい
うのは御承知のように、只今金利引下
げの傾向は相当強し、又中小企業界
としては、金利の引下げを最も要望し
ておるのであります。故に、殊に調
整組合の借入金の場合には特に長期に
互つての事業の更正計画といふよう
ものを立てるでござります。長期資
金を要する場合は相当多いであらう
と思つておられます。そして、さうい
う点等から利子補給をするといふことは誠に
結構であります。けれども、私はむし
ろ数字で現わすならば、一割を限度と
するぐらいと言いたいのであります。
併しそれが困難であるといふ都合が強
いならば、むしろ年五分を限度とする
といふ文句のないほうが将来のため
いいのではないかとこの点を痛感する

のであります。この点については十
分御研究を願いたいと思つてありま
す。

第三に、今回この中小企業安寧法と
いふ形において恒久立法ができるとい
うことについて、政府は同意をしてお
るのかどうか。と申しますことは、
これで恒久立法になりますと、相当
統制的な内容も強度に盛り込まれてこ
れが法律になるのであります。而もそ
れは臨時立法でなくて恒久立法だとい
うことになるわけでありまして。更に
今回政府提出で出ております輸出取
引法の改正法律案、これも内容から見ると
いふと、実に統制の強度に行い得るよ
うな法律になつておるのであります。
又武器等製造法案、これを見ましても、
その内容は事業免許制まで布いて行
うといふことでありまして、統制の色
が実に濃し法律と言わざるを得ないの
であります。従つて私は、政府が従来
統制といふものはむしろ極力外して行
く、さういふふうになつておつた、現
政府としては、非常に大きなことに方
針の変化が起つておるのではないか。要
定せざるを得ないと思つておるであ
りまして、この点については政府から私は確
たる方針を聲明してもらいたいと思
つておられます。その点において、こ
れ三法案全体に關連する問題として、
今後政府は如何なる考へを持つてお
るのであるか。自由主義経済とこれら
の法律に潜んでおります大きな統制の面
も強度に行い得るような行き方にな
つておるといふ点についての相互の關連
性をはつきりさしてもらいたいとい
ふふうに考へるのであります。その点は政
府の相当なかたに出て頂いてはつきり御
説明を願いたいと思つておられます。

○衆議院議員(小笠公昭君) 今豊田委
員の御高見であります。政府との關
連におきましては、当然政府の答弁
があるはずであります。本法の提案
に當つて政府と連絡したかといふ、こ
ういふお話があつたやうであります。
これは連絡をしておりました。その点
だけ一つ御了承願いたいと思つてお
ります。それで今の御質問の中で私の私見を申上
げますと、独占禁止法の一部改正、
又輸出取引法の一部改正、中小企業安
寧法の一部改正、これらに共通の点は、
不況切抜策としての調整事業を認める
といふ点に重点があること、従いまし
て経済の基調に大きく旋回をしてお
るのだといふ考へ方は私は適當でない
といふふうに考へておられます。

○豊田雅孝君 これについては、いい
悪いとかいふ問題ではないのであり
まして、従来政府の大きな方針として掲
げて来ておつたものと、今回の諸法案
の内容と如何にこれを見て行くか。要
するにこの事情の大きな変更もあり
しよ、併しそれらについてどうい
ふふうな考へ方に変つて来ておるか、こ
れは將來にも關係することだと思
つておられます。その点について方針を明ら
かにしてもらいたいと思つておるであ
りまして、その点委員長にお計らいを願
いたいと思つておられます。

○理事(松本昇君) 今の問題は、豊田
君のはいずれ改めて政府の責任者に出
て頂きまして御回答を願うこととい
つて頂きます。

○小笠英三君 第二条の第一項中に、
先ほどちよつと豊田君からも御質問が
あつたのであります。別表において
政令で定めるといふことになつてお
ります。それに対する提案者からの説明

を聞いておつたのであります。私が
承わりたいと思つておられることは、この附
則の第二項に、「左に掲げる業種は、
改正後の第二条第一項の規定によりて
指定されたものとみなす。」といふ
ので、こゝういふように列記してある
のであります。その別表であります
が、そこで承わりたいと思つてお
ります。政令で定められるのでありますから
今後いろいろなものが入りますが、こ
の附則にだん／＼と加えて行くんです
か、これからのどん／＼認可された
ものは。

○衆議院議員(小笠公昭君) 実は附則
をつけましたのは、本法が国会の承認を
経て施行されたときに、政令で出
すまでの繋ぎと、こゝういふ意味で書
いておいたのであります。それと、従
いまして、第二条による政令といふ
ものが別に出るわけでありまして。そ
の新しく作られる政令で新業種とい
うものが指定されるのであります。今
申上げましたように、繋ぎの意味にお
いて別表を加えた、本来の姿なら別表
は要らぬのであります。それと、も
一つのこと、現在すでに指定されて
おる業種が新しい政令において指定
するときに落ちると困る、折角確保さ
れておるものを政令のときに落ちたら
困るといふ二つの心配から便宜別表に
掲げた。こゝういふ事情であります。

○小笠英三君 私が聞きたいと思つ
ますことは、政令でありますから、従来
の法律の形態からいいますと、こゝう
いふものは要らないわけでありませ
んが、特に今までの別表を附則に直して
今度の改正案に對する第二条第一項の
規定によつて指定されたものとみなす
とあります。

○小笠英三君 私が聞きたいと思つ
ますことは、政令でありますから、従来
の法律の形態からいいますと、こゝう
いふものは要らないわけでありませ
んが、特に今までの別表を附則に直して
今度の改正案に對する第二条第一項の
規定によつて指定されたものとみなす
とあります。

○小笠英三君 私が聞きたいと思つ
ますことは、政令でありますから、従来
の法律の形態からいいますと、こゝう
いふものは要らないわけでありませ
んが、特に今までの別表を附則に直して
今度の改正案に對する第二条第一項の
規定によつて指定されたものとみなす
とあります。

ただ私どもの手許に、成るほどこれは将来当然政令によつて認可されるべきものとみなすというふうな業種からいろいろの陳情も出ておるので、こういう法律の形態で行きますと、ちよつとこれのみが指定されたんだ、認可されたんだというふうな感じを抱くのですけれども、全然これはそうしますと、法律が成立いたしました、ずつと永久にこのままの形で残るわけですか、それとも新しいやつはやはり追加して行こうというのですか。

○衆議院議員(小笠公昭君) 新しく本法が公布施行になりますと別に新しい政令を作るわけですか。そうして平たく申しますと、そのときに今別表に載つておるのは不適当だから必要がないというところで、削除してもいいというところの場合を考えますと、政令で削除ができる。これは本法が施行されたときにこういうものを書いた政令を作ればいいわけですが、先ほど申し上げましたように、現行法では法定になっておりますが、法律で別表だけきめることになつております。それを権利という用語がありますが、そのまま移行させるといふこと、時間的なプラントができないように、こういう考え方で別表というものを作つたわけでありませう。

○小笠公昭君 そうすると、これは今までの別表は残さなくてもいいわけですね。本来の法律の形態からいいますと別に。
○衆議院議員(小笠公昭君) 立法論としてはなくてもいいわけですが、ただいわけゆるゆきをつけておる、こういう意味です。
○小笠公昭君 もう一つ承わりたいと思

いますことは、この第二条の「この法律の適用を受ける業種は、工業部門に属する業種であつて」と、こういうのがあるのですが、この工業部門という意味ですね、これを一つわかつたようなことではありませんけれども、ちよつと承わりたいと思つておる。
○衆議院議員(小笠公昭君) 工業の定義につきましてはいろいろございませうが……
○小笠公昭君 つまり私の考えでは、変な質問をしたようでありませうが、所管が必ずしも通産大臣の所管でなくとも工業部門はたくさんあると思つて、農林部門もあるだろつと思つて、いろいろな部門があるだろつと思つて、そこで御回答願わなくても当然さうだろつと思つておるのですが、そういうふうな通産大臣になつておるよつと思つて、認可権といふものが、いつも通産大臣になつておるよつと思つておるけれども、例えば通産省所管に属しない工業部門であつた場合において、やはり通産大臣が認可するんですか、或いは他の方法によつて認可するんですか、その経過をちよつとお伺いします。

○衆議院議員(小笠公昭君) その点につきましてはたびたび各委員からお尋ねがあるわけでありませうが、工業部門といふのは、物に生産加工を加える事業体をいふことには御承知の通りであります。この物に生産加工を加へるといふのは、現在の各省所管から申上げますと、それら〴〵の所管に互つておることも御指摘の通りであります。ただその中で、比較的通産大臣に多いといふこともこれ又事実と思つておるのですが、それならば現在の各省設置法が業種を縦割りにしておる、縦割りにしておるからその縦割りにしておる状態において各主務大臣にこの権限を持たしたらいけないか、こういう御意見が実はあるわけでありませう。その点につきましては、私は実はこう考へて立案をいたしましたのであります。この法律が中小企業といふ一つの横から見た総合的な立場から見ますと、横に中小企業といふ形で所管しておる役所といふのは中小企業庁だけでありませう。中小企業庁が中小企業といふ横から見た総合的な立場からいろいろの指導をしておる。例えば簿記の問題にいたしましても、或いは金融の問題にいたしましても、或いは金融の問題にいたしましても、総合的な責任態勢をとつて来ておるのであります。そういうふうな実情から考へまして、この法律が中小企業の全体的な立場に立つておる中小企業庁の監督大臣と申しますか、所管大臣と申しますか、通産大臣にするといふふうには実は考へたのであります。いま一つは役所の組織をできるだけまとめて行く、行政を簡素化して行くといふのは、一方において国民的要望だと私は思つておるべきです。その国民的要望に応じて成るべくなら一つにまとめたほうがいいんじやないかと私は考へまして、今言つたような各省設置法との関係その他から見て、取りあはず一本でまとめて行つたほうがいいといふ考へ方で立案いたしましたわけでありませう。

○小笠公昭君 そうすると、いづれの所管に属しようとも直接に通産大臣がそういう場合にはいつても許可でき、き、こういう考へ方ですか。
○衆議院議員(小笠公昭君) 大体そういうふうな考へ方です。
○小笠公昭君 今小林さんの御質問に対して小笠さんから御答弁ありましたら、この農業関係の仕事をなさつと、単にこの生産或いは加工の側から見ただけでいかん場合が非常に多い、生産との関係を考へてやらなければ、今の調整なんといふものはなか／＼むずかしい問題であります。一方で締めれば結局生産のほうにも及んで行くといふような関係があるのであります。これは小笠さんのよく御承知だろつと思つておる。そういう点で、私は深甚な御注意を払つて頂くことが必要だろつと思つておる。今のお話のように、中小企業を横に見たさういふ考へ方もよからずかありますし、又この際行政簡素化を前提にするといふことも考へられませうけれども、一方においてやはり各省の責務、責任と言つたよつな面において、例えば農林業については主務大臣が責任を持つといふよつなことも設置法の中に謳われております。そういうよつな関係から今生産との関連においていろいろ農林省がやつておることに非常に影響が及んで来るだろつと思つておる。これは何も農林省の肩を持つわけではありませうが、なかなか農村の実情といふものはさう簡単なものではないといふことを御了承願ひたいと思つておる。

○衆議院議員(小笠公昭君) 私から申上げるまでもなく、一定の生産、消費への一過程におきまして調整をやるという一過程になりますと、関係方面に非常な影響があるといふことは御指摘の通りであります。そこで私は今回の改正におきまして、第十六条の三項の中

に、現行法では「消費者の利益を著しく害すること。」と書いてあります。それを「消費者及び関連事業者の利益を不当に害すること。」これがいろいろときにはさういふふうな該当するから認可をしてはならないといふ前文が頭にあるわけでありませう。そこで関連事業者との調利をできるだけ強くとつて行くといふことが、今後の調整事業運用上一番大事だと思つておるのであります。ここで一方におきまして審議会の規定が御承知の通りであるのであります。この審議会の規定におきましては、いろいろなことを、重要事項を審議することに相成つておるのであります。この審議会の事項を業種が殖えるに従ひまして、実際に運用がなかなからずかといふことになりませうので、極く基本的なものを審議会に付議するといふことになつておる。その審議会の委員数が今日五十名を三十五名に改めておるのであります。ここで広く各界のその道の指導者といふか、遠見の士を集めて全体の運用に遺憾をからしめたいと考へておる。それを各業種別に見ますと、今岸委員の御指摘のように、例えば農産物になりますと、農産物の生産部門、集荷部門等との関係が非常に厄介であることも私は承知いたしておる。そういうよつな例を考へまして、この新しく入れた「消費者及び関連事業者の利益を不当に害すること」といふ一項を入れた。運用につきましても、業種別に専門委員会と申しますか、諮問委員会と申しますか、それを作つてその間の調整に遺憾をからしめて行きたい、このほうが審議会でお

見ますと、大分簡素化されているといふか、とにかく大分意を用いて作られたと思ふ現行法が非常に簡単になつておるといふことは、何かこれは今までの経路に徴してどういふふうに変更されたのでありますか、その点をお伺いいたしたい。

○衆議院議員(小笠公昭君) その点につきましては数回御質問があつたのであります。実は現行の審議会につきましては、その付議事項が相当多くの付議事項に実はなつておるのであります。それから委員が五十人、この委員の選任の範囲がこれ／＼これ／＼と規定いたしておるわけでありまして、これを今回付議事項を基本的な事項に限つたといふことが一つの改正、委員を五十人を三十五人にしたといふことが第二の改正、第三は委員の選任をすべきグラウンドと申しますか、領域というものを一本にまとめた、即ち関係行政機関の職員と学識経験者というふうないろいろな面を学識経験者という言葉でまとめた文句の整理であります。これはすでに本法改正の骨子であります。本法ができるだけ中小企業の不況対策、不況切抜策の一つとして多くの企業にこれが適用される場合を予想して、法定業種を法定せずに政令に任しておき、必要の経済の実態に応じてこれを認めて行こうという形にいたしておるのであります。従いまして、だん／＼多くなりまして、中小企業安定審議会の委員五十人といふことではな／＼／＼むずかしいといふことが言われるのであります。そこで今回は、第十六条の第三項に、現在の「消費者の利益を著しく害すること。」といふことを直しまして、「消費者及び関連事業者の利益を

不当に害すること。一先ほど申し上げたそのいふような規定があつては認可しではならぬといふ規定が撤去されておるのであります。このことは関連事業者の意見を聞き、その実態を調査する義務を行政官庁に負わすわけでありまして、この際に私は行政官庁にいたしましては、関連事業者の状況を調査するのには、業種別に専門委員会と申しますか、それ／＼の学識経験者を集めて、部門々々で意見の調整を図らして行くといふことに実はいたしたいと思つております。そうしてそれが出来たものを最終的に審議会というので広い視野に立つて決定して行くといふふうの機関にしたらどうかといふふうには考へて直したのであります。以上のような事情でありまして、審議会の条文整理というものをやりましたのは、今言つたような趣旨からやつたのであります。これは独占禁止法におきましては、中小企業のいろいろな事業といふものは非常に場合が多いのであります。それから、できるだけ実質的に関連事業者の利益を行政官庁において調整をさして行くといふほうが実情に合ふんじやないかといふような考へ方をいたしておるわけでありまして。

○理事(松本昇君) 本会議のほうで大分出席を求められておるかたが多いので……。

○理事(松本昇君) 速記を始めて下さい。ちよつと速記をとめて下さい。

○理事(松本昇君) 速記を始めて下さい。それは時間の関係で一応休憩いたします。一時半から再開いたします。午後零時九分休憩

午後二時九分開会
○委員長(中川以良君) それでは休憩前に引続きこれより通商産業委員会を開きます。

午前中に引続きまして特定中小企業の安定に関する臨時措置法の一部を改正する法律案を議題に供します。質疑を続行いたします。

○加藤正人君 午前中質疑をいたしまして答弁を一応承つた関係上、引續いて質問いたしますが、答弁により構成のうちで指定業種に属する事業者及び消費者、指定業種に属する事業者及び消費者、指定業種に属する事業者を管轄するといふようなものが皆除かれて、それを代行するために関係行政機関の職員及び学識経験者たるものといふことですが、どういふふうになされたかといふのは、五十人設ける構成では、船頭多くして船山に登るたぐいで、迅速なる審議が妨げられるという意味があつてなされたものでありますか。

○衆議院議員(小笠公昭君) 例えは陶磁器というふうなことになるかもしれませんが、陶磁器の販売業者、或いは又小売業者と申しますか、主たる原材料の供給者といふようなものも、必要がありましては輸出業者といふものを入れます。その業界の特殊事情に応じて、陶磁器工業における調整の具体的な内容といふものを審議せしめ、当該業界としての妥当な結論を出して行くように、行政的に運用して参りたい、この考へ方の方でやつて参りたいと思つておるのであります。

○委員長(中川以良君) ほかに御質疑ございませぬか。

○海野三朗君 関連事業者の利益を害しないといふふうにしてあります。が、そういう場合には、不服の申立を受入れるようになっておりますか、どうでしようか。

○衆議院議員(小笠公昭君) 端的に言つて、不服の申立を受入れるという形ではなくて、先ほど加藤委員にお話申上げましたように、業界の意見を、専門委員会といふようなところで十分に聞いて行くこと、この考へ方でありまして、従いましてその専門委員会の審議の中において、各方面の意見を出して頂いて行くといふふうな考へ方でありまして、その点につきましては、午前中にお答え申上げましたように、意見の調整ができたときどきなるのかといふことにつきましては、最後のときに、いわゆる産業全体の立場、或いは公益の立場を代表する通商産業大臣において判断を下して行くといふことにいたしたいと思つておるのであります。

○委員長(中川以良君) ちよつと速記をとめて下さい。

午後二時四十分速記開始
午後二時四十一分速記開始
○委員長(中川以良君) 速記を始めて下さい。それでは本法律案の審議は一応これでとめておきまして、次回にいたしたいと思つておきますが、御異議ございませぬか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(中川以良君) 御異議ないと認めます。
○委員長(中川以良君) それでは次に武器等製造法案を議題に供します。前回に引続き質疑をお願いいたします。
○海野三朗君 ボツダムの政令は日本憲法に優先してあつたのであります。が、ボツダムの勅令が今日廃せられた

ときにおきましては、やはりこの行政協定、安保条約が憲法に優先するものでありましようか。憲法が優先するものでありましようか。これをお伺いしおきたい。

○政府委員(葦沢大義君) 憲法が優先いたすと考えております。

○海野三朗君 それでは戦争も放棄したのでありますから、従つて武器を製造するということは新憲法の下においては認められないのではありませんでしうか。殊に昨今造られましたその武器が保安隊によつて内灘でぶつ放されておる現状においては、そのことは憲法に副わないのではありませんか。それをお伺いしたいと思います。

○政府委員(葦沢大義君) 憲法第九條におきましては、この戦力の保持を禁止いたしておることは御説の通りであります。併しなごらここに言う戦力とは、近代戦争の遂行に役立つ程度の装備或いは編成を備へまして、人的物的に組織化された総合力を戦力とするのであります。単なる武器そのものは、成るほど戦力を構成いたしまし要素ではあります。戦力そのものではないという解釈に立つておるわけでございます。従いまして武器の製造を認めるということは戦力の保持を禁止する憲法には違反しないというふうに考えておるわけでございます。

○海野三朗君 それはまあ鉄砲玉やあの砲弾、ああいちものが戦力ではないと解されておりますけれども、あれは何と見たつて武器に違ひがないのではありませんか。

○政府委員(葦沢大義君) 武器であることは我々も武器だといふふうに考へるのであります。併し武器そのものは戦力を構成する一つの要素でありまして、戦力そのものではないというふうに考えておるわけでございます。

○海野三朗君 それはまあ如何にそのところを御解釈になりましたか、とにかくこの新憲法の下では戦争放棄が謳つてあります。その武器を造るといふことも国家として認めるべきものではないと思ひますが、それを差支えないと解釈をしておられるのであります。

○政府委員(葦沢大義君) 憲法第九條には武器を造ることは既触しないといふふうに考へておるわけでありまして、例へば警官が所持いたします拳銃、拳銃をこの法案においてもやはり武器といふふうにも造るといふことはやはり憲法違反にならない。御承知のように武器を製造いたしております。主たる目的は、目的と申します。現在発注は駐留軍からの発注でありまして、これがドルによつて支払われます。一面特需といつたしまして貿易に準ずる産業であるという意味合いからこの武器製造産業といふものを我々は見ておるわけでありまして、御説の憲法違反であるという点については、我々は解釈を異にしておるわけでございます。

○海野三朗君 今警官が持つておる拳銃のことときのお話でありまして、それが、それは全くその範囲を越えたる十五センチのあの砲弾、而もそれが保安隊によつてぶつ放されておる現実の姿に如何に見ていらつしやるのでありませんか。

○政府委員(葦沢大義君) 保安隊のぶつ放しておる状況に對します見方といふことなのでございます。これが

は治安のために必要な保安隊がその訓練のためにそういうことをしておる。こういうふうには私どもは見えております。

○海野三朗君 それは甚だ苦しい御答弁のように私は思つたのであります。が、治安でありましたならば、十五センチのあの大きな砲弾、治安のためにはちよつと考へられない。小銃弾でありましたらこれはなんでありませぬが、十五センチの直径、あの大きな大砲の弾をぶつ放しておるのは明らかにかこれは戦争への演習をやつておるとしか常識的に考へられないのではありませぬですか。あれをやはり治安のためには、国内に暴動が起つたときは十五センチの弾をぶつ放さなければならぬといふふうにお考へになつておるのでありませぬか。治安の範囲を越えたるものであると思つておるが、如何でございますか。

○政府委員(葦沢大義君) 十五センチの砲弾をぶつ放しておるかどうか、私にもよくそのことは承知をいたしております。私どもは別に戦争行為、戦争の放棄といふことについて否定であるといふふうには考へておらないのであります。

○海野三朗君 この新憲法の下ではそういうふうな戦力を培うようなものの製造は許さるべきではないと私思ひしております。従つてこの武器を製造しておることは、政府は見て見ぬ振りをしておる態度が私は間違つておると思つておるが、その点に對して政府は如何ように考へておられますか。

○政府委員(葦沢大義君) 本法案に定

義いたしております武器の製造は、現在自由に行われておるわけでありませぬ。これは提案理由の中においても御説明されたのであります。許可を認めれば製造してよろしいという昨年四月以降の改正によりまして、許可があつたならば造つてよろしいという改正があつたのであります。これが効力が昨年の十月二十四日に失効いたしました。自由は何人がどんな武器を造つても現在の法律状態としては何らこれに對して規制がないという状態になつておるのであります。たゞ、その間におきまして、駐留軍から武器の製造について発注がありましたので、これに對して前ボツダム勅令の時代にその必要あるものにつきまして製造の許可がありました。許可があつたものはたゞくさん造つておつた状態でありませぬが、無法律状態において自由これを生産してよろしいといふことになつております。この自由を放任されておることは却つて治安の上から申しましても、又現実の発注に即応いたしまして、適正な値段、適正な品質のものを納入するといふ見地から見まして、工合が悪いといふ考へ方から、ここにむしろ武器の生産につきまして規制をいたします法案を提案いたしておるわけでございます。

○海野三朗君 私はこの法案が出される前においても、すでに武器製造については政府が甚だ無責任のやうに考へられる。何となれば戦争を放棄したその國民が、そういうふうな武器を造るということは政府が喜ばないのが当然であつて、これを暗に奨励しておるやうな方向を持つて行くといふことは、私は根本において間違つておるのでは

ないか。こういうふうには考へるのであります。政府当局はそれをも間違つていないとお考へになつておるのでありましようか、その辺をはつきり御答弁を頂きたい。

○政府委員(葦沢大義君) 本法はこの武器の生産につきまして暗に奨励をしておるといふことでは私はないと思ひます。むしろ武器の生産につきまして規制をするといふ考へ方でありませぬか。

○海野三朗君 重ねてお伺いいたしますが、新憲法によつては戦争を放棄したといふこの新憲法の存する限り、こういうふうな武器に類する武器の製造というものは政府は放つて置いてはいけないのだ、憲法に従つてそれはむしろ禁止すべきものではなかつたか、そう考へるのであります。ところがこれは武器ではないからという考へ方のように御答弁ですが、私は戦争を放棄したのであるから、そういうふうな武器を造ることさへもいけないのであつて、こういうふうには憲法を働かせて行くべきではありませぬか。

○政府委員(葦沢大義君) 憲法は戦力の保持を禁止しておる。これを一応戦争を放棄したと、こゝろに申されておる。戦力の保持を確かに禁止いたしておるわけですが、その戦力といふのは、すべての物的並びに人的な、戦つておるやうな要素が組織化されたものの総合されたものが戦力だ、その一部分である武器といふものは、

これはその戦力そのものであるとは見
ていないわけでありますから、憲法上
この武器を製造するということは憲法
違反というふうには考えないわけであ
ります。ただ戦争放棄しておるのであ
るから武器を造つてはいかんのだ、こ
ういうお考え方、一つの立場からする
お考え方と思いますが、現在の法律体
制の中においてはそこまでは法律体制
が及んでいないのでありまして、従つ
て武器を造るといふことは現在の憲法
の下におきましても概触しない、こ
ういふふうにお考えしております。

○澤野三朗君 昨今朝報においては休
戦会議が締結せられ、アジア諸国は拳
けて平和の方向へ今迎つておるのであ
ります。この武器製造といふこと
も私は産業の方面から眺めまして幸先
決して明るいものではない、永久に続
かないものだといふふうにお考えま
す。そういたしますと、永久に続かない、そ
の続かないものであるからして政府は
それを如何に考えておられるか。この
武器製造を以て日本の産業がまずく
発達して行くといふふうにお考えになつ
ておられるか。私はこの武器製造に對しては
甚だ苦しい見通しを持つておるのであ
ります。世界の今日の情勢から、殊にア
ジア方面の平和の回復がアジアにも響
いて来ております立場からして、この武
器製造法に對しましてはむしろ消極的
な考えを持つて行かれるのが当然では
ないかといふふうにお考えるのであり
ます。○政府委員(重沢大藏君) 只今駐留軍
の需要いたしてあります。この武器、大
体只今までに七千万ドルぐらいになつ
ておりますが、これもまあ明年どの
くらいかというふうにお考えするのであ

ります。大体向う側の話では今年
程度はあるといふことを向う側は言つ
ておるわけでありまして。ただ明後年、
更に三、四年あとどうなるかといふこ
とは、まだ向う側も明確なことを言え
ない段階であります。たださういつた
前途に對して武器といふものは産業上
こゝろいふ平和的な空気の中でだん／＼
需要がなくなつて来るのではないかと
いふ御説に對しては或いはさうかも知
れない。併しなから又一方翻つて見ま
すと、東南アジア諸地域からこの武器
の輸出につきまして相当引合いが参つ
ております。現にタイ国から注文がこ
ぎままして、これは日本製鋼が受けた
のであります。すでに輸出の契約
ができております。まあさういつた海
外に對して武器をだん／＼輸出して行
くことがいいか悪いか、これは現在の
日本の政治的情勢等から見まして、
好戦国民といふか、或いは侵略国民と
いふか、さういふような海外からの思
惑等を考慮いたさなければなりません
から、直ちに輸出の引合いがあるから
だん／＼造つて輸出して行くのだとい
ふことはどうかと思ひますが、いざれ
にしてもさういふ情勢もあるわけであ
ります。仮にさういふもの、併し需
要が御説のようになくなつて行くとい
うことにいたしましたとしても、現状のよ
うに全然武器の生産を放置しておく、何
人がどんなに造つてもよいといふよう
に放置いたしますことは、却つて今日
の事態に即応しないといふふうにお考
えのわけでありまして。本法案の仮に御説
明のように、武器の需要といふものが
減少して行く場合におきましても、武
器生産につきまして一定の規制を加え
るといふことは必要であるといふふう

に考へるわけでありまして。
○澤野三朗君 さうしますと、この法
案が通つた場合に、一体何か所ぐら
いを武器製造の工場としてお認めにな
るお考えでありますか。
○政府委員(重沢大藏君) これは武器
の種類が、御承知のように非常に多数
に上つております。ただ明年度の金額
が、仮に今年程度の七千万ドルとい
ふ種類があるにいたしましたも、その中
の種類のすべて今年度と同じである
といふわけには参りませんと思つて
あります。銃弾なり砲弾なり、或い
は砲なり小銃なり、いろ／＼その中の
部類で発注額の変化があるわけであ
ります。さういふものを具体的に向う側
とよく打合せをいたしまして、本法に
おいてはその基準を作り出すにつしま
しても、生産審議会といふものを設け
てあります。そこで一応の基準と
いふものを立てて頂きます。その基
準に基きまして武器の製造の許可とい
うことが行われるわけでありまして、現
在武器の生産をいたしておられますも
は十社ぐらゐあります。ところが希望
いたしておられるのは六十社ぐらゐあ
ります。これは無論種類によつて違つて
けでありますけれども、さういふ状態
でありますので、単に放置いたしまし
ておられます。これは極めて危険であるとい
ふふうにお考えしておられます。
○小松正雄君 私は先般の武器製造法
案の委員会でも、特にお聞き申上げた
おありますので、特にお聞き申上げた
と思つて……今の同僚委員の御質問
の中にあります。この武器の種類
つきりしなかつたのですが、もう一遍
言つて頂きたい。

○政府委員(重沢大藏君) 第二条……
○小松正雄君 原案に示してある案以
外には製造はいたしませんか。
○政府委員(重沢大藏君) 中で政令を
以て定めるものといふふうに法律で規
定をいたしてあるわけでありまして、
その政令の内容をいたしまして、第二
条の四の「爆発物を投下し、又は発射
する機械器具であつて、政令で定める
もの」それから四、五、六と政令で定
めるものといふものがあります。こ
れが法律に明記してあります。政令で
政令で定めるといふふうにお考えを
いたしておられます。その点が法律の上ではお
説のように明確を欠いておられるわけであ
ります。そこで「政令で定めるもの」
といふ規定の中で、投下弾、ロケット
弾、手榴弾、地雷、機雷、爆雷、魚雷
といふようなものを一応予想いたして
おるわけでありまして。
それから次の五号の政令で定めるも
のといふものには、銃剣及び戦車とい
ふようなものを予想いたしておられるわけ
であります。

○小松正雄君 今さつきの御答弁の中
で、発注があつたものに対して製造す
るのだ。そこで、発注をするほうの側
から、政令で定めてあるもの以外に注
文をされた、発注されたという場合に
は、製造いたしませんか。
○政府委員(重沢大藏君) この法律に
定義いたしてあります武器以外の発
注がありましたが、この法案の
適用を受けないといふふうにお考えのわ
けであります。さういふものを作つて
よろしいか、或いは注文をどういふ
うにするかといふことは、他の法規に

よるといふふうにお考えしております。
○小松正雄君 さういたしますと、こ
れらの武器を造る業者といふものは、
政府のほうで特定業者として指定する
ことになつておりますか。指定するこ
とに考へられておりますか。例えば製
造する会社を指定する考えであります
か。
○政府委員(重沢大藏君) 現在すでに
製造いたしておりますものにつしまし
ては、この法案の附則におきまして、
事業の許可があつたものとみなされる
といふことになつております。本
法が施行になりましてから新たに製造
しようといふものは、許可を受けると
いふことになりまして、許可があつた
ならば製造ができるといふことにな
るわけでありまして。
○小松正雄君 その許可を与えるの
は、所管大臣が許可を与えるのですか、
どうですか。
○政府委員(重沢大藏君) お説のよ
うに所管大臣であります。

○豊田雅孝君 ちよつと関連してお
りますから……只今の質問に關連してお
尋ねたいのであります。MSAを
仮に受諾したような場合には、今回の
武器製造法案の關係では到底足らな
いので、他の構想を以て臨まなければ
ならないといふふうにお考えのべきで
しようか、この点についてどういふ
うに……
○政府委員(重沢大藏君) MSAの受
け方がどうなるかといふことは、目下
交渉されておるようでありまして、
その内容、成果につきましては、只今
何も申上げることができないのであ
ります。私どもの予想をいたしてお
りますところでは、仮に従来によ

にMSAによつて国内調達というよう
なことが行われまして武器の発注があ
るといふ場合には、無論日本の国内に
おいてはその法律が適用になるとい
ふふうに考へるわけでありませぬ。

○豊田雅孝君 それに関連して、一種
の機密保持が法案に關係して必要に
なつて来るのじやないかという感じが
するわけなんです、只今のお話のご
とく、MSAを受諾するような場合に
おいて、武器に關係する範囲内にお
いてはこの法を以て律して行くとい
ふことになる、これによつて機密保持
の法案のようなものが必要になるのじ
やないかというふうに考へられるので
ありますが、この法案に關係する及
び將來の見通しの關係において、そ
こにはどういふ構想を持つておられ
か……

○政府委員(兼沢大藏君) 機密保持に
つきまして、この武器につきまして確
かにお説のようなものがあり得るか
も思いますが、併しながらこれは機密
の保持につきましてはひとり武器のみ
にとどまらず、いろ／＼な面において
出て来ようかと思ひますので、武器に
もあり得るかとも思ひますので、す
れども、そういう事態を予想して、特
に本法においてそういう規定を設ける
必要は私はないというふうに考へてお
るわけでありませぬ。

○豊田雅孝君 軍工廠下げなどい
ろいろ問題になつて来ているわけな
のでありますが、この武器等製造法案が通
り、いよいよ本格的に動くようになつた
場合には、現在の軍工廠を下げて行
つたならば非常にあとになつて困ると
いふような問題も出て来るのじやない
かと思ひますが、その点について持

来の見通しは如何でしょうか。

○政府委員(兼沢大藏君) 工廠を將來
直接ここで復活するかどうか。これ
は特定の武器製造メーカーに武器を生
産させる必要上、留保すると申しま
すかというふうな考へ方につきま
して、別に只今そういう要請も私ども
は承知いたしておりませぬ。ただ軍工
廠の下げにつきましては、我々重工
業生産關係だけでなく、或いは火薬の
製造等、一般的な工廠の下げ方針に
よるよう存じておるのでありますし
て、武器の面から特に下げを留保す
るとか、或いは直ちに方針をきめると
かいうような方針については、別に私
どもは承知しておりませぬ。

○小林英三君 第二条の五にありませ
ぬ。前各号に掲げる物に類する農器具
であつて、政令で定めるものですが、
これに該当するようなもの例はど
んなものでしょうか。

○政府委員(兼沢大藏君) 第二条第五
号に該当いたしますものといひまし
て、銃剣、それから戦車というよう
なものを予想いたしておるわけであ
りませぬ。

○小林英三君 それは農器具ですか、
そんなにありますか。第二条の第五号、
前各号に掲げる物に類する農器具で
あつて……

○委員(中川以夏君) 農器具で
す。

○小林英三君 機械器具ですか、そ
うですか。私の目が間違つていたか
ら……。それから第五号の一項一
号で……。当該武器の製造のための設備が
通商産業省令で定める技術上の基準
という「技術上の基準」といふのはどう
いうことなんでしょうか。

○政府委員(兼沢大藏君) この技術上
の基準が設備の……設備が持つてお
ります都合によりまして、どの程度の武
器ができるかという、従ひまして設備
の内容等になるわけでありまして、ど
うしても技術上かく／＼のこの設備が
なければできないというものもありま
しうし、或いは一般的にすべてのも
のに共通して造られるというような設
備もありましうし、そういうような
ものを、必要の権衡を勘案いたしま
して基準というものを作りたいとい
ふふうに考へているわけでありませ
ぬ。この五号の各条件は、最も本法の適
用を受ける重要なことに属しますの
で、その具体的な内容につきましては、
生産審議会において審議をして頂
きまして、これを適用いたします基準細
目について十分に議を續つて決定を
いたして頂きたいというふうに存じて
おるのであります、政府案といひま
して考へておられます考へ方は、そ
ういふような考へ方でございます。

○小林英三君 これはどこが基準とし
て一番重大な問題であるというので
か。そういう審議会に専門家を集め
て、それらの専門家によつて現場を見
て、そうしておきめになるというわけ
ですか。

○政府委員(兼沢大藏君) 必要があり
ましたならば現場も見て頂くことを考
えておられますが、併しながら大体の問
題は専門家が、すべての大体現場を承
知されている者が専門家なわけであ
ります。併しながら必要ある場合に工場
を見るときは、併しながら必要ありま
しうし、現場をすべて見た上でという
ことにはならないというふうに考へる
わけでありませぬ。

○小林英三君 今のお話であります
と、大現場を見ている人が審議
会の委員になるというふうに聞きまし
たのですが、これは審議会の構成とい
うものはやはりその工場々々のほうか
ら出て来るというのですか。

○政府委員(兼沢大藏君) 審議会の構
成につきましては、政令に委ねられて
いるのであります、現在の考へ方
といひましては、会長、委員三十人
くらいで大体組織いたすことにいた
しまして、専門の事項を調査いたすた
めに専門委員を置くことができるとい
ふことにいたしました、専門委員を委員
のほかに附置いたしまして審議して行
くという構想を只今考慮しているわけ
であります。

○小林英三君 私の伺いたいと思ひ
ますことは、只今どなたかの御質問の
中にもありましたが、現在やつて
一件くらい、更に將來の武器の製
造を希望しているところ、それがほ
かにもあるというお話を聞いたので
か、それらの上から事務的なデー
タでありますところの第一号の問題、例
えば専門委員を置くといひますと、
それらの専門委員の、全貌を知悉す
るということから考へますと、これは許
可をしてもいいような工場の人たちが
専門委員として出て来るわけであり
ませぬ、そういうふうな規則なんでは
どうですか。

○政府委員(兼沢大藏君) 許可をさ
すべし会社の人たちというものは、こ
れは無論あり得るかも知れませぬ。一
応基準を定めるのでありますから、そ
ういふ人たちは、必要があれば専門委員
に任命できるわけでありませぬ。第三
者が力をお願いすることができるとい
ふわけでありませぬ。

○小林英三君 私はどうもそこがわか
らぬのですが、従来何々重工業とか何
とかは、これは余りにも有名な会社で
あるから許可してもいいとお考へにな
るか、或いはたかさんの希望者のう
ちからというので、どこか製造業者と
して、許可するときは現場に行つて
十分調べて許可されるというのか、そ
れを聞きたいのです。

○政府委員(兼沢大藏君) 個々の会社
の、例えは甲という会社が具体的に武
器の生産をいたしました許可するとい
ふことは、これは通産大臣の責任にお
いてなされるわけでありませぬ、通産
大臣が許可するに當りまして、法律上
の基準だけでなく、この法律に定め
られております基準の細則を審議会
においてきめて頂きます、その細則
に則りまして通産大臣が責任を以て
めるといふわけでありませぬ、具
体的にその甲という工場の申請を許
可するかどうかということにつきま
しては、通産大臣の責任において現場を
十分に調査する必要ありと認めるとき
は、無論現場の調査が行われるわけ
でありませぬ、従ひまして審議会の委員
が、一々具体的に甲乃至乙会社の許可の
申請についてそれを審議するといふこ
とは考へておらないわけでありませ
ぬ。

○小林英三君 それから第三号の「そ
の許可をすることによつて当該武器の
製造の能力が著しく過大にならないこ
と」といふのは、著しく過大という
は、更に漠然として言葉であります
が、「著しく過大にならない」とい

であります。その許可を受けさせま
した会社に限ると、まあ限られること
はないだろうと考へているわけであ
ります。

ことをきめたことと、それから「著しく過大にならない」という解釈ですね、それはどういふふうに承知したらよろしいのでしようか。

○政府委員(斎沢大義君) この製造能力の基準は、やはり発注額というものが一応の判断する材料になるわけでありますが、そのときの発注量、これは半年なり或いは一年間というものを、的確なもの予想されれば一番よろしいかと思つてあります。その発注量に比して著しく製造能力が過大にならないといふことが先ず第一段階として考えられるわけでありまして、著しく程度の状況であります。これは非常に具体的にはむずかしい問題でありまして、発注量の二、三割を上廻るものを以て適当と見るのか、或いは半分くらい上廻るものを以て適当と見るのか、それ以上が過大であるかどうかという判断は非常にむずかしいと存するものであります。その一つた点につきましては、この審議会において十分に審議をして頂きたいといふふうに考えておるわけでありまして。

○小林英三君 今の第三号の著しく過大にならないといふことの御説明を聞きますと、勿論これは駐留軍のいわゆる特需における来年度の量、只今七千万ドルというお話であります。その量にマッチするようないわゆる許可をして行こうといふことから来ておるのではないかと私は想像するものであります。その通りに解釈してよろしいのでしようか。

○政府委員(斎沢大義君) おおむねそういう線で考えておるわけでありまして、

○小林英三君 それではこれは一つの

大きな問題なんです。先ほど海野君が御質問したことと多少背馳するような嫌いがあるかと思つてあります。これはまあ総理大臣にでも聞けばいいような問題と思つてあります。併し併しどういふ問題を専門にお扱いになつておるところの局長に承つてまきたいと思つております。

日米安全保障条約によりまして、独立後の日本が、アメリカの援助によつて我々は平和を守り、又日本の国土を守つておるわけでありまして、併し併し独立となつた以上は、いづれ国力が充実いたしまして、将来、いつか知りませんけれども、いつかそういう事態が当然来るであらうと思つて。いわゆる自衛軍を創設するといふ問題が国会でやがましくなつておりますが、併し併し独立であります以上は、国力が充実して、そろそろもういいという時代が来たならば、これは自衛軍を置くといふ、我々はそういう論拠を持つて。これに反対している諸君もかなりあります。そういうような時代が将来来たときにおいて、そういう急に武器の製造をして行くといふことは、これはなかなか容易ならざることです。どういふ武器を造つて行くか。おきましては、技術的にも、設備の上におきまして、十分に訓練されたメーカがなければ、そういう憲法を改正して、日本の国民の絶意によつて、どうしても将来独立国日本が自衛軍を創設すべきやないかといふような時代が何年後にあつたと仮定いたしましたときに、今日のこのように、能力が著しく過大になつては困るのだといふような、この武器等製造法案におい

て規制をして。併し一たびそういうふうな時代が仮に来た場合において、急に今日から、明日から、翌年か工場を創設して、そろそろ武器をどんどん造つて行くといふようなことはできないわけですね。どうしてもあらかじめ予備の時代が必要だ。そうして十分に職工の技術を訓練し、工場の設備を十分に充実してやつて行かなければ、立派な武器はできない。つまり、泥棒が入つてから細をなうといふようなことはできないはずなんです。仮にそういうふうな時代があると仮定いたしましたときにおいて、局長はこの武器の工場の問題についてどういふお考えを持つていらつしやいますか。

○政府委員(斎沢大義君) 将来の問題については、仮説においてのお話でありまして、仮説が確かにそういうことであるならば、お説のように武器の製造事業といふものが一番に需要を賄うといふことは参りませんのでありまして、何らかの準備は必要かと思つて、従来この武器の製造が、やはり機械産業の中におきまして、精密工業といたしまして、幾多の機械一般のレベルを向上いたしておることに寄与いたしておるといふことは、私は事実だろつと存じます。それと、私は事実だろつと存じます。それだけに武器の製造技術といふものはやはり大事な問題でありまして、一朝にしてできないといふふうには存するものであります。併しながら、我々は只今のこの段階においては、お説のような仮説はまたないのであつて、一定の武器の製造につきまして規制を加えるといふことは適当な措置であるといふふうには存しておるわけであり

す。

○石原幹市郎君 私も只今の小林委員の御発言とやや関連するのであります。武器製造業といふものは、これは将来日本の自衛力の漸増、或いは又日本の輸出産業、そういう問題等とも関連して、武器製造業といふものは、必ずしも、何といひますか、直ちに軍備力を増すとか、そういうことばかりの関連でなしに、日本の一つの産業としても考えて行かなければならない。自衛力増強の上から言つてもこれは当然のことでありまして、そういう観点に立つて、武器製造業といふものに対して通産当局はどういふ考えを持つておるかといふことを私聞いておきたい。

○政府委員(斎沢大義君) 武器は、先ほども申し上げましたように、駐留軍の発注を現在唯一の対象需要先としたしております。輸出の面におきましても、タイ国から榴弾の注文がござりまして、一件これが成約しておるといふような状況であります。殆んど駐留軍一本であるといふ状況でありまして、産業としてはこのように注文者が極く限定されておるといふものは非常に少ないものだと思つておられます。これが現在ドルを以て支払われることによりまして、一種の輸出貿易に準ずる産業の性格を持つておるといふのであります。そういう意味におきまして、この産業が従来に少い発注者に、職が砂糖に付くように殺到いたしまして、みずから競争のために互いに出血し合つて商売をして行くといふことは、如何にも無駄なことであるといふことは、これについて規制をいたす必要なことであるといふふうに存する

のであります。これが将来輸出産業として発展するかどうかといふことは、無論通産省の立場といたしましては、政治的に何ら顧慮なくそういう産業が輸出としてできるというところであれば、輸出貿易の上において非常に大きな寄与をすることの期待が寄せられるのであります。そういう事態が今日の前に展開して来るといふふうにも考えられませんが、武器製造業に對します考え方は、現在のこの駐留軍に對します納入という意味において武器製造事業の特殊性があらうかといふふうには存しておるわけであり

○石原幹市郎君 現在の段階における考え方としては、それは無理からんことと思つておるが、この長い間日本はやつぱりこういう産業については空白があつたのであつて、曾つては日本のこういう技術は相当高度なところへ私には来ておつたと思つておる。又将来、こういう武器製造とかいふ名前を言へば何であります。局長もさつき言つたように、これは一種の精密機械工業に關連が深いものであると思つておられます。こういうものが将来技術的に向上して行けば、後進国からのまあいろいろの注文なり指導等も仰がれるような立場にならんとも限らんであつて、そういう観点から見ても、もう一回武器製造業といふものは、名前は今武器製造を育成助長するといふようなことを言えれば或いは工合が悪いかも知れませんが、日本の曾つては非常に高度なところまで行つた一つの産業であると考えて、どういふ考えを持つておられるか聞いておきたいと思つておる。

○政府委員(斎沢大義君) 長い将来に

互つての海外諸国との貿易における武器製造の地位というものは、確かに石原さんのおつしやつたように、そういう展望を我々としては期待をいたしたというふうな存するわけでありまして、そういうふうな発展というものの基礎をいたしまして、現状において如何なるならば助成をしたらいいかという問題になるかと思つたのであります。現在を以て出発いたしました、この法案の程度を以て出発いたしました、更に一歩進んでこの育成と申しますか、対外の貿易助長という意味においても、或いは機械産業の中核であるという意味においても、いろいろな手が打たるべきであるというふうな存するのであります。

○石原幹市郎君 その問題に関連して、どうもこの法律をちよつと眺めて見ますと、それから最初の提案理由の説明があつたとき等から考へて、ただこれは過度の競争防止というふうな意味だけの法案でありまして、武器産業というものの対して育成保持と言へばちよつと言葉が強過ぎますけれども、産業的に見てこれをどういうふうな持つて行こうかというふうな色彩が少しもあまいように感ずるので、今そういうことを希望することは無理かも知れませんが、ただ許認可制度を設けたというだけの法律のように感ぜられるのであります。

○政府委員(葦沢大義君) この法案においては、確かにお説のように、特別の育成助長措置というものは盛り込んでおりません。本案は併しながら、許可制度を布きますことによつて、一面法律的に認められたものは、従らざる他

との競争、やりたいからやるんだというふうな競争を一応排除いたして下さるので、無益な競争から一応保護されるという態勢はあるわけでありまして、この態勢を基盤といたしまして武器産業の将来を考へるといふ意味においては、これは一つの意味を持つておるといふふうな存するのであります。その上に更に、この法案ではございませぬが、少くもこういうものが、健全な事業を運営して参るといふことになりまますならば、どうしても注文のほろが現在の非常に特定な限られた、又長期の発注見込というふうなものがないものでありますので、設備資金の繰戻、或いはこれら武器を造ります機械につきましての償却につきまして特別な割増償却というふうな制度を考へておるわけでありまして、お説のような趣旨に本法案にはじかに盛つてないのであります。本法案と並びましてそういうような措置も考へておるわけでございます。

○石原幹市郎君 それから、これは下請関係のものは直接この法律で取締るというごことはないのですね。

○政府委員(葦沢大義君) 下請業につきましては、この部品が、武器の定義が適用されますか、中小企業者もこの法律の適用をじかに受けるわけでございます。併しながら、いわゆる下請業としてこの法案の定義に該当しないものを造つておられますものにつきましては、直接の適用はいたしません。

○石原幹市郎君 それからこの許可制度をとられるようでありまますか、この頃割合にいろいろ仕事が大んく、この頃割合に

許認可制度をとるような法律が大分殖えて来たのであります。これによつて役所の人員を更にどうしようかと、そういう何は、現在の陣容のままでもやり得るといふ自信を持つておられるのであります。どうでありますか。

○政府委員(葦沢大義君) 現状においては多少無理があるかとも思ひますが、少くもまあ暫らく当座の間は現状を以て、別に人員の増加等の必要はないというふうな考へておるわけでありまます。

○白川一雄君 只今石原委員がお尋ねになりましたことに関連してお尋ねしたいのですが、この武器等製造法案の目的は現在の特需を目標にして往らなる競争をさせないよう規制をするというふうな承つたのですが、そうだとすると、発注先のアメリカ側と通産省との了解というものがはつきりついておりませぬ、非常に又混乱するものが生ずるのではないかと思ふので、現在の状態を見ますと、アメリカ側はメーカーに直接参入することになつて、聞くところによればアメリカ側はむしろ日本の官庁を中に入れることを避けておるよう聞いておる。そうだとすると、若しそこに了解がついていないとすれば、現在の業者はアメリカ側と交渉するだけでも並大抵でない上に、通産省に又了解を得べく努力しなければいかんということになりまます。二重、三重の苦勞が重なるて来るのではないかと、こういうふうに考へるのであります。その点十分なる話合ひというものがついておるのであります。どうですか。

○政府委員(葦沢大義君) この発注に

関しますいろいろの問題につきましては、無論現在も向う側と通産省はいろいろな話合ひをしておりますので、私も重複したようなことはなさないように考へております。ただ本法案が無論獨立国の国内法でありますので、向うがどうこうという筋合ひのものではないというふうな思ひますが、御指摘のように、向うとの関連性の問題が相当出て参る問題でありますので、向うと打合せも済んでおります。その点何らそれから来るトラブルは私はないというふうな考へております。

○白川一雄君 下請工場につきましては、現在の特需の状況を見ますと、先方自身が下請工場を調べて、それを下請するのには適格性があるかどうかという事柄をよく見た上において初めてアプルバルというものを出して下請をさせるといふ段階になつておりますが、その場合に通産省のほうの下請工場として適格性があるかどうかということと先方の認定とに違ひを生ずるといふようなことはありませぬでしょうか。

○政府委員(葦沢大義君) そういうようなことは絶無ではないかと思ひますが、そういう際にはよく打合せをいたしまして御迷惑がからぬようにいたしたいというふうな考へております。

○白川一雄君 現状から見ますと、業者は終戦後つとアメリカの特需を直接取ることになっておりますので、或いは通産省を無視して、向うだけの話合ひでどん／＼注文をきめて行くということがある場合には、これを取消さすとか、或いは罰則を与えるとかといふ、何か力を持つことができないのではないかと思ひますが……。

が若し成立いたしましたならば、許可がないものは生産ができません。と、それから生産いたしましたし、契約をいたしますときに、届出をいたしまして、不道正な価格等を以て契約をいたしておりますときは、通産大臣がこれに対して戒告をするという制度になつておりました。これに対しては何らの罰則もないという状況であります。

それから下請事業につきましては、本法の適用は直接はいたしません。な

○白川一雄君 そしてまあこれは特需のみにおいて考へておられる法案のように承るのですが、現実の問題として、保安隊もすでにあつて、先般小松委員からもお伺ひになつたように、演習をするのにもアメリカ側の弾丸をもちつて演習をするというふうな現実には、私はいつまでも続くものではないのではないかと、こういうふうな考へておりますので、そういう場合に予想されて、保安隊向けの弾丸を作つても差支えないような含み、二十二年の但書に記せられておるような気がするのでございませぬが、そういう点についてのお考へは、どんなものでしょうか。

○政府委員(葦沢大義君) この法案に

おいては保安隊の武器を造つてはいか
んという規定は何もないわけですが、
ますが、ただ現在までのところ保安隊
からは発注がないという状況でござい
ます。

○小松正雄君 二、三重ねてお尋ねし
たいと思いますが、武器の中に戦車な
どの発注があるやに御答弁があつたの
であります。戦車の発注を受け、戦
車を製造することに相成りますと、
この戦車というものは相当重要視する
武器でありますために、これらの製
品のために、国内は終戦後今日までの
長い間空白があるために、こんな重要
な戦車のようなものを製造するとい
うことについての技術者と申しますか、
といったような人たちが恐らくこの発
注を受ける業者の中には少いのではな
いか。こういうことから考えますと
きに、さつきも白川委員からお話があ
つた中にもありますように、折角造
つて見たが、つまらないという気が
起つて来るということになると、業者
も相当迷惑することもありますし、
今のことに関連いたしましたして、そ
ういう意味から、発注されることのほ
うから、何かこれがために、製造するた
めに、指導者でも来ておりますか。技
術者——指導者ですね。

○政府委員(兼沢大義君) この法案に
おきましては、戦車の、一応この武器の
定義をいたしまして、対象にいたして
おるわけでございますが、現状はま
だ戦車を造るという実情にはなつてお
りません。ただ向うの戦車を一部向う
が直轄工場にして修理をいたしてお
ります。で、それに日本側の技術者も参
加いたしておりますが、これは駐留

軍の直轄工場なのであります。本法
案が仮に成立いたしましたとしても、本法
案の適用はないわけでありまして、假
に戦車の発注があつて、これを製造し
て参るということになりまると、御
指摘のように、この技術者なり、或い
は技術者の技術それ自身というものが
相当空白状態にありまると、問題に
なることは御指摘の通りあるうか
というふうに存するのであります。

○小松正雄君 只今御答弁の中に、直
轄工場と仰せられましたように思うの
であります。直轄工場というものは、
日本政府がどの国かに許してあるとこ
ろが国内にありまつか。

○政府委員(兼沢大義君) これは日米
行政協定に基きまして、アメリカ軍
が、その設備機械全部向うが持つて参
りまして、日本側が従来、まあ主とし
て工廠であります。土庫、建物を提
供いたしました。労働者がマン・ア
ワー制度で、こちら側が労働者入れと
いうことにならうと思つて、とい
うことで向うがすべてのそれについて
の管理をいたしているわけでありま
して、そういう個所が日本にも二、三あ
るわけでございます。

○小松正雄君 個所はどこですか。
○政府委員(兼沢大義君) 我々の承知
いたしておりますのは、赤羽工場と、
それから相模工場がこれに該当するも
のというふうな思つております。

○委員(中川以良君) ちよつと小松
君に申し上げますが、今のは、先国会
で、予算委員会での工場を視察いた
しました。各会派で以て……、それだ
けちよつと申し上げておきます。
○小松正雄君 もう一、二点だけこれ
に関連してちよつと……。

○委員(中川以良君) どうぞ。
○小松正雄君 そこでこの直轄の工場
で造られるというふうなものは、この
武器等製造法案に関連せずに、別途に
何か大きいものか、先方で必要なもの
を何でも造るといふようなことになつ
ておりますかどうか。これはまあ今
委員長のおつしやるように、行政協定
の中で調べればわかるかも知れませ
んが、とにかくこゝまで来ましたので、
その点一つお知らせ願ひたいと思ひま
す。

○政府委員(兼沢大義君) 現在は修理
だけをいたしております。これは行政
協定の既定の条文によつて読みます
ならば、一切の権利を向うが留保いた
してあるわけでございますから、そ
ういつた製造面についても、向う側と
してはできないわけではないといふ
うに思ひますけれども、現状は修理だ
けでありまして、新しいものを生産
するということはいたしておりませ
ん。

○石原幹市郎君 もう一つ私は聞いて
おきたいのですが、銃銃の製造業など
というものは、これは、曾つても許可事
業だつたのですが、昔も……。
○政府委員(兼沢大義君) 許可事業で
あります。

○海野三期君 今日までの武器製造を
しましたその工場が怪我及び爆発によ
つて死んだ者はどのくらいありまし
うか、年間どのくらいの割合で死んで
行つておりますか。
○政府委員(兼沢大義君) 武器関係の
工場においては、今申されました爆
事故は一件もありません。
○海野三期君 怪我とかそういうもの
で……。

○政府委員(兼沢大義君) 怪我はまだ
調査をいたしておりませんが、恐らく
問題になつたような怪我というものは
私も承知いたしておりませんが、ま
あ微細な怪我というものは、これはど
の程度か調査いたしておりませんで
す。

○海野三期君 鉄鋼は、この武器製造
に對しまして、昨年度は何トンくらい
使つておりますか。
○政府委員(兼沢大義君) 今まで鉄
鋼が約四百トン、これは武器の製造が
まつてからでございます。それから普
通鋼材が約七千トンになつておりま
す。

○海野三期君 そうしますと、この武
器等製造法案、これが通過しました暁
には、どれくらいの範囲までお使いに
なる予想でありますか、鉄鋼は……。
○政府委員(兼沢大義君) これは法案
の成立するかしないかということ、
鉄鋼の使用量というものは、これは密
接な関連がないのじやないかといふ
うに思ひますが、一応発注量が今年
程度でありますならば、来年度も大体
その程度はあるといふふうに向うが見
ておりますので、武器の種類によりま
して、多少の変動はあるであろうかと
思ひますが、鉄鋼の使用面におきま
しては、やはり今年度程度ではあるま
いりかといふふう存じておるわけであ
ります。

○海野三期君 只今お示しの七千トン
と言いますのは、これは月に七千トン
になりますか、年間に七千トン……。
○政府委員(兼沢大義君) 戦後武器の
製造が始まつてからであります。今日
まで約一カ年間の量であります。
○海野三期君 この間あそここの泰道化

工を視察したのであります。あそこ
での生産高から推しますという甚だ
少いように思ひますが、七千トン以上
になつておりやしませんか。
○政府委員(兼沢大義君) 普通鋼は七
千トン、大体我々の計算によりまして、
実際実績トンは約五千トンであり
ますが、歩留りがありますので、七
千トンということに見ておるわけで
あります。完成しました武器そのもの
の重量は、普通鋼材で見ますと約五千
トン、それにいろいろ削つたりして、そ
ういう完成武器になりますと、使われ
た鋼材が歩留りを見まして七千トンとい
うふうに見ているわけでありまして。武
器につきましては、こういった普通鋼
材のほかは、御承知のように、特殊鋼
が相当使われております。特殊鋼は、
これも約十倍程度使われておるわけ
でございます。これも又別になつており
ます。

○海野三期君 そうしますと、この鉄
鋼は、全生産高の何%くらいになつ
ておるまいか。特殊鋼は大体何%
くらい使つておるわけでありませ
んか。
○政府委員(兼沢大義君) これは鉄鋼
は四百トンばかりであります。全
体の生産高が大体三百五十万トン
間造つておりますので、これは何%と
申上げるには足りない数字だと思ひま
す。鋼材は七千トンでございます。ま
して、これが年間生産量が四百六十万
トンばかりになつております。であり
ますから、〇・一五%くらいになりま
しようか、そのくらいになると思ひま
す。それから特殊鋼は全体の生産が二
十四万トンでありますので、六万ト
ンは全生産の約四分の一くらいが使
われておるといふことになつておりま
す。

○海野三期君 そうしますと、この特殊鋼は軍需以外のほうは約七五%ぐらゐになるわけですか、軍需以外は四分の三ぐらゐになりますか。
○政府委員(兼沢大蔵君) お説の通りであります。

○委員(中川以夏君) よろしくございませうか……ちよつと速記をとめて下さい。
〔速記中止〕
○委員(中川以夏君) 速記を始めて下さい。

○委員(中川以夏君) それでは、武器等製造法案は、本日の審議は一応この程度にとどめたいと存しますが、御異議ございませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員(中川以夏君) 御異議ないと認めます。さように決定をいたします。

○委員長(中川以夏君) それでは次に輸出取引法の一部を改正する法律案を議題といたします。前回に引続きまして、御質疑をお願いいたします。
○加藤正人君 それでは質疑をいたします。

第一に伺いたいことは、業者間の協定の件であります。今度の改正によりますと、協定は、輸出業者のみでは目的を達しない場合に限り、生産者又は販売業者と協定を締結することができるといふふうに書いてあるのですが、この点について、曾つて私は、生産業者が輸出業者として扱いて得るかという問題について、松尾次長に、去年の六月十八日に質問をいたしました。その際に松尾次長の御答弁を速記録によつて見ますと、戦前の貿易組合法において、いわゆる実績業者と新規業者といふものを如何に鑑念するかという場合

において輸出の意思と能力あるものは、輸出業者であるという判定をしておつた経緯もございまして、今度の場合に意思と能力ということで判断すると、いわゆる法の体系としては輸出取引或いは輸出業者ということを対象にいたしておりますけれども、実際の運用に当りまして、輸出品を生産して重要な輸出品の製造メーカーという重要なものが、若しその人たちが輸出をしようとするれば簡単にやれることでもありますので、いわゆる新規業者よりも、より以上に輸出品のメーカーというものは輸出の意思と能力あるものと判定できるものではないかという解釈からいたしまして、輸出品における重大な関係のあるメーカーは、輸出業者と判断して、輸出組合に参加を願うというふうな解釈をいたしております。この点と、この御答弁をいたしております。

これは私が過日休んでおりますときに改進黨の八木委員がこれと同様な質問をいたしました。それに対しては、同様な御回答があつた。そして、これは去年の六月十八日以來この観念については変更がなかつたといふことができるのであります。それならばもう少し法文の上に生産業者も輸出業者となり得るといふことを今度の改正に際して明文化されて然るべきではないかと思つて居る。成るほどこれはこの法律の体系からして輸出取引法であるから、飽くまでも輸出業者に重点を置いた関係上生産業者が輸出能力があればみなされ得るといふことではあるが、法文の上に掲げて、そういう扱いをされたといふことであります。したが、然らば製造業者が輸出行爲をなすという点において特に組合を結成

する希望がある場合には組合を結成することを認めるのであります。この点について御答弁を願いたいと思つて居ます。
○政府委員(松尾泰一郎君) 只今御指摘のありました輸出業者の解釈につきまして、これは前回の最初の輸出取引法制定のときに申上げましたのと現在も解釈は全然変わっていないのであります。そこで一言補足したいことは、飽くまでも前回の法律におきましては、いわゆる輸出にかかわる取引、価格その他取引条件若しくは数量その他いろいろと書き方はございしますが、要するに輸出にかかわる取引に関する事項を協定するとか或いは輸出組合におきまして、何と申しますか、いわゆる通俗的な言い方をすれば、波打際に行爲につなぐという御答弁をいたしております。或いは輸出組合が組合員の遵守すべき事項を定めるといふ考え方をいたしておつたわけでありまして、今もそうなのであります。今回の改正におきましては、輸出業者とこれらの生産業者若しくは販売業者との協定を認めました結果、従来は波打際だけのいわゆる輸出にかかわる取引に関する事項だけについて規制をするという範囲を拡張いたしました。一部国内取引に関する事項も輸出に關連する限りにおいては締結することができるといふふうな、拡張と申しますか、改正をいたさんとするのが今回の輸出に関する改正の大きな点であるわけでありまして、従いまして従来ならば波打際だけの統制でありましたが、今度は波打際だけの統制では効果がないといふ場合におきまして、国内の

生産者なり販売業者が一部国内取引についての協定を認めんとしているといふ点が變つておられるわけでありまして、輸出組合につきましても輸出業者が輸出組合の結成をするといふことにつきましては同様なのであります。輸出業者の協定の場におきまして、生産者なり販売業者との協定を認めましたと同様の意味におきまして、輸出組合と国内の生産業者なり販売業者との間の団体契約の途も今度開かれた、その結果一応国内取引についての規定ができることになつたのであります。従いまして前回よりは最近の状況に従いまして措置し得る範囲が非常に広がつたといふふうに御了解を願いたいのであります。今お尋ねのありました生産業者が輸出組合を結成できるかといふ点につきましては、我々は飽くまでやはり輸出組合は輸出業者を以て結成されるべきものでありまして、お話をいたしますと、今度の改正の趣意と能力を持つておられるがごとき紡績業者等については、当然輸出業者の資格において、輸出組合に加入いたすことは差支えないといふ解釈をとつております。従来は、体系といたしまして、生産業者が輸出組合を結成できるかといふことになりました。我々はこの今の法律の立て方では無理であるといふふうな考へております。

○加藤正人君 無理であるといふことはできないといふことなんでしょうか。やりにくいといふのですか、どうなんでしょうか。
○政府委員(松尾泰一郎君) できないといふふうな考へております。

○加藤正人君 そうするとちよつとおかしいですな。意思と能力さえあれば輸出業者並みに扱えるという点に、矛盾

を認めるのであります。この点について御答弁を願いたいと思つて居ます。
○政府委員(松尾泰一郎君) 只今御指摘のありました輸出業者の解釈につきまして、これは前回の最初の輸出取引法制定のときに申上げましたのと現在も解釈は全然変わっていないのであります。そこで一言補足したいことは、飽くまでも前回の法律におきましては、いわゆる輸出にかかわる取引、価格その他いろいろと書き方はございしますが、要するに輸出にかかわる取引に関する事項を協定するとか或いは輸出組合におきまして、何と申しますか、いわゆる通俗的な言い方をすれば、波打際に行爲につなぐという御答弁をいたしております。或いは輸出組合が組合員の遵守すべき事項を定めるといふ考え方をいたしておつたわけでありまして、今もそうなのであります。今回の改正におきましては、輸出業者とこれらの生産業者若しくは販売業者との協定を認めました結果、従来は波打際だけのいわゆる輸出にかかわる取引に関する事項だけについて規制をするという範囲を拡張いたしました。一部国内取引に関する事項も輸出に關連する限りにおいては締結することができるといふふうな、拡張と申しますか、改正をいたさんとするのが今回の輸出に関する改正の大きな点であるわけでありまして、従いまして従来ならば波打際だけの統制でありましたが、今度は波打際だけの統制では効果がないといふ場合におきまして、国内の

矛盾を認めるのであります。この点について御答弁を願いたいと思つて居ます。
○政府委員(松尾泰一郎君) 只今御指摘のありました輸出業者の解釈につきまして、これは前回の最初の輸出取引法制定のときに申上げましたのと現在も解釈は全然変わっていないのであります。そこで一言補足したいことは、飽くまでも前回の法律におきましては、いわゆる輸出にかかわる取引、価格その他いろいろと書き方はございしますが、要するに輸出にかかわる取引に関する事項を協定するとか或いは輸出組合におきまして、何と申しますか、いわゆる通俗的な言い方をすれば、波打際に行爲につなぐという御答弁をいたしております。或いは輸出組合が組合員の遵守すべき事項を定めるといふ考え方をいたしておつたわけでありまして、今もそうなのであります。今回の改正におきましては、輸出業者とこれらの生産業者若しくは販売業者との協定を認めました結果、従来は波打際だけのいわゆる輸出にかかわる取引に関する事項だけについて規制をするという範囲を拡張いたしました。一部国内取引に関する事項も輸出に關連する限りにおいては締結することができるといふふうな、拡張と申しますか、改正をいたさんとするのが今回の輸出に関する改正の大きな点であるわけでありまして、従いまして従来ならば波打際だけの統制でありましたが、今度は波打際だけの統制では効果がないといふ場合におきまして、国内の

生産者なり販売業者が一部国内取引についての協定を認めんとしているといふ点が變つておられるわけでありまして、輸出組合につきましても輸出業者が輸出組合の結成をするといふことにつきましては同様なのであります。輸出業者の協定の場におきまして、生産者なり販売業者との協定を認めましたと同様の意味におきまして、輸出組合と国内の生産業者なり販売業者との間の団体契約の途も今度開かれた、その結果一応国内取引についての規定ができることになつたのであります。従いまして前回よりは最近の状況に従いまして措置し得る範囲が非常に広がつたといふふうに御了解を願いたいのであります。今お尋ねのありました生産業者が輸出組合を結成できるかといふ点につきましては、我々は飽くまでやはり輸出組合は輸出業者を以て結成されるべきものでありまして、お話をいたしますと、今度の改正の趣意と能力を持つておられるがごとき紡績業者等については、当然輸出業者の資格において、輸出組合に加入いたすことは差支えないといふ解釈をとつております。従来は、体系といたしまして、生産業者が輸出組合を結成できるかといふことになりました。我々はこの今の法律の立て方では無理であるといふふうな考へております。

○加藤正人君 無理であるといふことはできないといふことなんでしょうか。やりにくいといふのですか、どうなんでしょうか。
○政府委員(松尾泰一郎君) できないといふふうな考へております。

○加藤正人君 そうするとちよつとおかしいですな。意思と能力さえあれば輸出業者並みに扱えるという点に、矛盾

を認めるのであります。この点について御答弁を願いたいと思つて居ます。
○政府委員(松尾泰一郎君) 只今御指摘のありました輸出業者の解釈につきまして、これは前回の最初の輸出取引法制定のときに申上げましたのと現在も解釈は全然変わっていないのであります。そこで一言補足したいことは、飽くまでも前回の法律におきましては、いわゆる輸出にかかわる取引、価格その他いろいろと書き方はございしますが、要するに輸出にかかわる取引に関する事項を協定するとか或いは輸出組合におきまして、何と申しますか、いわゆる通俗的な言い方をすれば、波打際に行爲につなぐという御答弁をいたしております。或いは輸出組合が組合員の遵守すべき事項を定めるといふ考え方をいたしておつたわけでありまして、今もそうなのであります。今回の改正におきましては、輸出業者とこれらの生産業者若しくは販売業者との協定を認めました結果、従来は波打際だけのいわゆる輸出にかかわる取引に関する事項だけについて規制をするという範囲を拡張いたしました。一部国内取引に関する事項も輸出に關連する限りにおいては締結することができるといふふうな、拡張と申しますか、改正をいたさんとするのが今回の輸出に関する改正の大きな点であるわけでありまして、従いまして従来ならば波打際だけの統制でありましたが、今度は波打際だけの統制では効果がないといふ場合におきまして、国内の

矛盾を認めるのであります。この点について御答弁を願いたいと思つて居ます。
○政府委員(松尾泰一郎君) 只今御指摘のありました輸出業者の解釈につきまして、これは前回の最初の輸出取引法制定のときに申上げましたのと現在も解釈は全然変わっていないのであります。そこで一言補足したいことは、飽くまでも前回の法律におきましては、いわゆる輸出にかかわる取引、価格その他いろいろと書き方はございしますが、要するに輸出にかかわる取引に関する事項を協定するとか或いは輸出組合におきまして、何と申しますか、いわゆる通俗的な言い方をすれば、波打際に行爲につなぐという御答弁をいたしております。或いは輸出組合が組合員の遵守すべき事項を定めるといふ考え方をいたしておつたわけでありまして、今もそうなのであります。今回の改正におきましては、輸出業者とこれらの生産業者若しくは販売業者との協定を認めました結果、従来は波打際だけのいわゆる輸出にかかわる取引に関する事項だけについて規制をするという範囲を拡張いたしました。一部国内取引に関する事項も輸出に關連する限りにおいては締結することができるといふふうな、拡張と申しますか、改正をいたさんとするのが今回の輸出に関する改正の大きな点であるわけでありまして、従いまして従来ならば波打際だけの統制でありましたが、今度は波打際だけの統制では効果がないといふ場合におきまして、国内の

生産者なり販売業者が一部国内取引についての協定を認めんとしているといふ点が變つておられるわけでありまして、輸出組合につきましても輸出業者が輸出組合の結成をするといふことにつきましては同様なのであります。輸出業者の協定の場におきまして、生産者なり販売業者との協定を認めましたと同様の意味におきまして、輸出組合と国内の生産業者なり販売業者との間の団体契約の途も今度開かれた、その結果一応国内取引についての規定ができることになつたのであります。従いまして前回よりは最近の状況に従いまして措置し得る範囲が非常に広がつたといふふうに御了解を願いたいのであります。今お尋ねのありました生産業者が輸出組合を結成できるかといふ点につきましては、我々は飽くまでやはり輸出組合は輸出業者を以て結成されるべきものでありまして、お話をいたしますと、今度の改正の趣意と能力を持つておられるがごとき紡績業者等については、当然輸出業者の資格において、輸出組合に加入いたすことは差支えないといふ解釈をとつております。従来は、体系といたしまして、生産業者が輸出組合を結成できるかといふことになりました。我々はこの今の法律の立て方では無理であるといふふうな考へております。

○加藤正人君 無理であるといふことはできないといふことなんでしょうか。やりにくいといふのですか、どうなんでしょうか。
○政府委員(松尾泰一郎君) できないといふふうな考へております。

○加藤正人君 そうするとちよつとおかしいですな。意思と能力さえあれば輸出業者並みに扱えるという点に、矛盾

を認めるのであります。この点について御答弁を願いたいと思つて居ます。
○政府委員(松尾泰一郎君) 只今御指摘のありました輸出業者の解釈につきまして、これは前回の最初の輸出取引法制定のときに申上げましたのと現在も解釈は全然変わっていないのであります。そこで一言補足したいことは、飽くまでも前回の法律におきましては、いわゆる輸出にかかわる取引、価格その他いろいろと書き方はございしますが、要するに輸出にかかわる取引に関する事項を協定するとか或いは輸出組合におきまして、何と申しますか、いわゆる通俗的な言い方をすれば、波打際に行爲につなぐという御答弁をいたしております。或いは輸出組合が組合員の遵守すべき事項を定めるといふ考え方をいたしておつたわけでありまして、今もそうなのであります。今回の改正におきましては、輸出業者とこれらの生産業者若しくは販売業者との協定を認めました結果、従来は波打際だけのいわゆる輸出にかかわる取引に関する事項だけについて規制をするという範囲を拡張いたしました。一部国内取引に関する事項も輸出に關連する限りにおいては締結することができるといふふうな、拡張と申しますか、改正をいたさんとするのが今回の輸出に関する改正の大きな点であるわけでありまして、従いまして従来ならば波打際だけの統制でありましたが、今度は波打際だけの統制では効果がないといふ場合におきまして、国内の

矛盾を認めるのであります。この点について御答弁を願いたいと思つて居ます。
○政府委員(松尾泰一郎君) 只今御指摘のありました輸出業者の解釈につきまして、これは前回の最初の輸出取引法制定のときに申上げましたのと現在も解釈は全然変わっていないのであります。そこで一言補足したいことは、飽くまでも前回の法律におきましては、いわゆる輸出にかかわる取引、価格その他いろいろと書き方はございしますが、要するに輸出にかかわる取引に関する事項を協定するとか或いは輸出組合におきまして、何と申しますか、いわゆる通俗的な言い方をすれば、波打際に行爲につなぐという御答弁をいたしております。或いは輸出組合が組合員の遵守すべき事項を定めるといふ考え方をいたしておつたわけでありまして、今もそうなのであります。今回の改正におきましては、輸出業者とこれらの生産業者若しくは販売業者との協定を認めました結果、従来は波打際だけのいわゆる輸出にかかわる取引に関する事項だけについて規制をするという範囲を拡張いたしました。一部国内取引に関する事項も輸出に關連する限りにおいては締結することができるといふふうな、拡張と申しますか、改正をいたさんとするのが今回の輸出に関する改正の大きな点であるわけでありまして、従いまして従来ならば波打際だけの統制でありましたが、今度は波打際だけの統制では効果がないといふ場合におきまして、国内の

生産者なり販売業者が一部国内取引についての協定を認めんとしているといふ点が變つておられるわけでありまして、輸出組合につきましても輸出業者が輸出組合の結成をするといふことにつきましては同様なのであります。輸出業者の協定の場におきまして、生産者なり販売業者との協定を認めましたと同様の意味におきまして、輸出組合と国内の生産業者なり販売業者との間の団体契約の途も今度開かれた、その結果一応国内取引についての規定ができることになつたのであります。従いまして前回よりは最近の状況に従いまして措置し得る範囲が非常に広がつたといふふうに御了解を願いたいのであります。今お尋ねのありました生産業者が輸出組合を結成できるかといふ点につきましては、我々は飽くまでやはり輸出組合は輸出業者を以て結成されるべきものでありまして、お話をいたしますと、今度の改正の趣意と能力を持つておられるがごとき紡績業者等については、当然輸出業者の資格において、輸出組合に加入いたすことは差支えないといふ解釈をとつております。従来は、体系といたしまして、生産業者が輸出組合を結成できるかといふことになりました。我々はこの今の法律の立て方では無理であるといふふうな考へております。

○加藤正人君 無理であるといふことはできないといふことなんでしょうか。やりにくいといふのですか、どうなんでしょうか。
○政府委員(松尾泰一郎君) できないといふふうな考へております。

○加藤正人君 そうするとちよつとおかしいですな。意思と能力さえあれば輸出業者並みに扱えるという点に、矛盾

を認めるのであります。この点について御答弁を願いたいと思つて居ます。
○政府委員(松尾泰一郎君) 只今御指摘のありました輸出業者の解釈につきまして、これは前回の最初の輸出取引法制定のときに申上げましたのと現在も解釈は全然変わっていないのであります。そこで一言補足したいことは、飽くまでも前回の法律におきましては、いわゆる輸出にかかわる取引、価格その他いろいろと書き方はございしますが、要するに輸出にかかわる取引に関する事項を協定するとか或いは輸出組合におきまして、何と申しますか、いわゆる通俗的な言い方をすれば、波打際に行爲につなぐという御答弁をいたしております。或いは輸出組合が組合員の遵守すべき事項を定めるといふ考え方をいたしておつたわけでありまして、今もそうなのであります。今回の改正におきましては、輸出業者とこれらの生産業者若しくは販売業者との協定を認めました結果、従来は波打際だけのいわゆる輸出にかかわる取引に関する事項だけについて規制をするという範囲を拡張いたしました。一部国内取引に関する事項も輸出に關連する限りにおいては締結することができるといふふうな、拡張と申しますか、改正をいたさんとするのが今回の輸出に関する改正の大きな点であるわけでありまして、従いまして従来ならば波打際だけの統制でありましたが、今度は波打際だけの統制では効果がないといふ場合におきまして、国内の

○加藤正人君 それからなお伺いたいのでありますが、この従来貿易カルテルを認めると三原則が拡大されて四原則になったのであります。去年私はこの輸出品目、向け先において他国の競争者があつた場合に、その他国の競争者というのはいやほやりカルテル行為をして競争者があつた場合に、これに對抗するために協定ができるかというものを質問したのでありますが、去年はまだそういうことは遠慮したいというふうなことであつたのですが、それは今日では認められておることになつておるのですが、何故に、この四原則を見ておると、仕向先で外国の業者に迷惑をかけないとか、損害を及ぼさないといふことはかり並べておるんで、一応この法文を見るとまだ占領中の国家のように、独立国になつた今日において、何故にこのような気兼ねをしなければならぬのかと感ずるような点があるのです。大体このアメリカのときは、輸出取引業においては全然触れてないといふような実情であつて、この日本の品物の輸出価格とかその他についてこのやういふ協定によつて、安定した取引ができることを望むのはむしろ諸外国である。然るにこの協定をするに際して何故にかやうな気兼ねをしなければならぬか。むしろ今日では外国では日本の品物は余りにばらばらな競争があるんで、困つておるといふことを訴えておる。むしろこのやういふ協定面において輸出がされるというものは向うでは喜ぶんではなからうかと思ふのでありますけれども、未だにこの四原則のような何となく気兼ねをしておるような表現が行われておるといふことは、何か特に意識的にこう

いふことをしなければならぬ必要があるのか。その点について……

○政府委員(松尾泰一郎君) 只今のお指摘の点は確かに我々もそういう感じもしいではないのであります。で、実は昨年この輸出取引法を御審議願ひまされたときにも、三原則では不備ではないかといふ御指摘もあつたのであります。が、あの当時独立早々にこういう独禁法の例外を設けるといふ意味におきまして、どちらかといつて今お話のありましたやうな気兼ねをしたやうな講き方をいたした。で、じゃあ今回の場合はもうこういう原則も入れずに、書かずに自由にやれといふやうな方法をなせとらぬのかといふお尋ねであるかと思ふのですが、我々もこの法案を立案するときに、今のようなお説に對して、論議をいたしたのであります。が、確かにその海外も、日本の或いは安売競争なり何なりで、却つて不便をこうむつておるとか、或いは不利益をこうむつておるといふ困におきましては、日本側がこういう困におきま動によつて秩序ある活動をするといふことには歓迎しておる困もあるものであります。又他方協定とか、或いは輸出組合によりまして、何かこう力強い進出をして来るのではないかといふことを恐れている困も多々あるものであります。従いまして、私たちがいたしましては、実質が確保できるならば、或る程度この気兼ねしたやうな書き方をいたすほうが、国内法と違ひまして、海外に影響を持つ法律であります關係上、却つてそのほうが効果があるのではないかといふことで、今度まあ四原則にいたさんとしておるのであります。が、実質的には、この前の三原則に對し

まして、三つの場合が殖えておるわけでありまして、実質的には六原則であらうかと思ふのであります。まあ現在或いは近い将来を判断いたしますと、実質的な六原則、法文上で言へば四原則であります。で、以て事が足りるのではないか。事が足りるとするならば、余り刻意的な表現を持つよりは、これは誰が見ても当然のことを規定してあるといふ印象も与へます。し、何と申しますか、俗に申せば実を取つて上手な表現をしておるといふことも言えるのではないかと。で、そういう、今お話のありました、気兼ねをしていられるといふ見方もできます。が、他方非常に上手な言い方をして実を取つていられるといふことも言えるのではないかと。まあそういうふうな見地から申しまして、原則を全部外してしまつて、輸出業者がこういう協定ができる、或いは輸出組合が、組合員に對する統制ができるというよりも、実が取れるならば、却つてこういう原則を掲げておくほうが海外に對する影響から望ましいのではないかと。判断で、依然としてこういう原則を掲げたやうな次第であります。

○海野三朗君 ちよつとお伺ひいたしますが、不公正なという不公正といふのは、どういふふうなのが不公正なものでございませうか。その基準を承りた。

○政府委員(松尾泰一郎君) その点は、現行法の第二条に定義を掲げておられます。その第一は、「仕向国の法令により保護される工業所有権又は著作権を侵害すべき貨物の輸出取引」或いは二といたしまして、「虚偽の原産地

の表示をした貨物の輸出取引」三といひました。一、輸出契約において定める要件を著しく欠く貨物の輸出」第四といたしまして、「前各号に掲げるものの外、国際取引における公正な商慣習にもとる輸出取引であつて、政令で定めるもの」といふふうに、一応不公正な輸出取引として四つの場合を書き出してあります。第四の、「政令で定めるもの」といふものは、まだ現在では政令で規定はいたしておりませんが、大体そういうふうな観念を申しているわけでありまして、この不公正といふのは、余り値段が格段に安かつたりする場合も含むわけですか。

○政府委員(松尾泰一郎君) それは、四の「国際取引における公正な商慣習にもとる輸出取引」といふ場合に該当する場合がありまして、ダンピングと申しまして、これは分析をいたして御覧になりますといふような種類のダンピングがありまして、まあそこで、いわゆる俗に言われるダンピングが、全部、国際取引におきます公正な商慣習にもとるかと思はれます。我々は必ずしもそのようには解釈いたしておりませんが、照質なダンピングならば、この国際上の公正な商慣習にもとるといふことがあろうかと思ひます。実はまだ政令では規定をいたしておりませんが、正直なところダンピングの定義といふものが学者が解釈して四、五種類あるやうでありまして、非常にむずかしいといふやうな点もありません。一、政令で定めるといふ予定になつておるのであります。また現段階では定めておらんやうな次第であります。

○海野三朗君 ダンピングの限度はどういふものでございませうか。これは甚だあやふやしないですか。ダンピングと見る場合と見られない場合とその限度といふものは非常に不明確ではありませんか。

○政府委員(松尾泰一郎君) 御説の通り非常に不明確でありまして、従つてこの規定の仕方が非常にむずかしいわけでありまして、従いましてダンピングでないといふもの、或る程度のダンピングもこれは国際的に容認されるダンピングがあるやうに考えております。従いまして実は御指摘のやうに非常に定義がむずかしいために我々はすべてのダンピングが全部いけないといふ解釈をしていないのであります。

○海野三朗君 有難うございました。○委員(中川以良君) 本日は一応この程度にとどめたいと思ひますが、御異議ありませんか。〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員(中川以良君) 本日はこれで散会いたします。

午後四時二十二分散会

七月二十五日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

一、確安工業合理化及び確安輸出調整臨時措置法案
確安工業合理化及び確安輸出調整臨時措置法案
確安工業合理化及び確安輸出調整臨時措置法案

第一条 この法律は、確安工業の合理化を促進し、及び確安の輸出を調整することを目的とする。

七月二十五日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

一、確安工業合理化及び確安輸出調整臨時措置法案
確安工業合理化及び確安輸出調整臨時措置法案
確安工業合理化及び確安輸出調整臨時措置法案

第一条 この法律は、確安工業の合理化を促進し、及び確安の輸出を調整することを目的とする。

七月二十五日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

(定義)

第二条 この法律において「硫安」とは、硫酸アンモニア及び政令で定めるその他のアンモニア系窒素肥料をいう。

(硫安工業の合理化)

第三条 通商産業大臣は、硫安工業の合理化を促進するため必要があると認めるときは、硫安審議会の意見を聞いて、硫安の生産業者に対し、生産設備及び技術の近代化、企業形態の改善その他の措置を講ずべき旨を勧告することができる。

第四条 政府は、必要があると認めるときは、硫安の生産業者に対し、硫安工業の合理化を促進するため必要な資金について、融通のあつたその他適切な措置を講ずるものとする。

(日本硫安輸出株式会社)
第五条 日本硫安輸出株式会社(以下「会社」という。)は、硫安の輸出に関する事業を経営することを目的とする株式会社とする。

(事業の範囲)
第六条 会社は、左の業務を営むものとする。
一 輸出用の硫安の譲受
二 硫安の輸出
三 輸出業者に対する輸出用の硫安の譲渡

四 前三号の業務に附帯する業務
2 前項第一号の硫安の譲受は、臨時硫安需給安定法(昭和二十八年法律第 号)第十条第一項の規定により通商産業大臣の承認を受けた買入計画に従つて行うものとする。

(商号の使用制限)

第七条 会社以外の者は、その商号中に日本硫安輸出株式会社という文字を使用してはならない。

(定款の変更等)

第八条 会社の定款の変更、合併及び解散の決議は、通商産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(監督)

第九条 通商産業大臣は、公共の福祉を確保するため特に必要があると認めるときは、会社に対し、業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(報告及び検査)

第十条 通商産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、会社からその業務の状況に関する報告を徴し、又はその職員に、会社の事務所若しくは倉庫に立ち入り、その帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。
2 前項の規定により検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係人に提示しなければならない。
3 第一項の規定による検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(輸出の制限)
第十一条 会社以外の者は、会社から譲り受けたものでなければ、硫安を輸出してはならない。
(流用の禁止)
第十二条 輸出する目的で会社から硫安を譲り受けた者は、当該硫安を輸出以外の用に供してはならない。但し、会社に譲渡する場合は、この限りでない。

(協定の認可)

第十三条 硫安の生産業者は、臨時硫安需給安定法第十条第一項の承認があつた後において、通商産業大臣の認可を受けて、会社に譲渡すべき硫安の数量又はその取引条件について協定を締結することができる。
2 通商産業大臣は、前項の認可の申請があつた場合において、その協定の内容が不当に差別的であると認めるときは、認可をしてはならない。
3 通商産業大臣は、第一項の認可をしようとするときは、公正取引委員会の同意を得なければならぬ。

(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外)

第十四条 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)の規定は、会社の行う正当な行為及び硫安の生産業者が前条第一項の認可を受けてする行為には、適用しない。但し、不正な取引方法については、この限りでない。

(罰則)
第十五条 左の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。
一 第十一条の規定に違反して硫安を輸出した者
二 第十二条の規定に違反して硫安を輸出以外の用に供した者
第十六条 第九条の規定による命令に違反し、又は第十条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をした場合においては、

その違反行為をした会社の代表者、代理人、使用人その他の従業者は、三万円以下の罰金に処する。
第十七条 第十条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、三万円以下の罰金に処する。
第十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対して、各本条の罰金を科する。
第十九条 第七条の規定に違反して商号中に日本硫安輸出株式会社という文字を使用した者は、一万円以下の過料に処する。

附則

1 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
2 この法律は、昭和三十三年七月三十一日又は会社の解散の時のいづれか早い時に、その効力を失う。但し、その時までにした行為に対する罰則の適用については、この法律は、その時以後も、なおその効力を有する。
3 この法律の施行の際現に硫安の輸出の契約を締結している者は、第十一条の規定にかかわらず、輸出することを妨げない。
4 通商産業大臣は、発起人を指定して、会社の設立に関する事務を処理させる。

5 発起人は、定款を作成して通商産業大臣の認可を受けなければならない。
6 発起人は、設立の登記をしたときは、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。
7 この法律の施行の際現にその商号中に日本硫安輸出株式会社という文字を使用している者は、この法律の施行後六月以内にその商号を変更しなければならない。
8 第七条の規定は、前項の期間内は、前項に規定する者には、適用しない。

七月二十五日日本委員会に左の事件を付託された
一、信用協同組合育成強化に関する障害除去の請願(第三九八号)
一、電気料金引上げ反対に関する請願(第二五二二号)
一、炭鉱危機打開に関する請願(第二五四〇号)
一、中国への鉄道東西輸出等許可に関する請願(第二六六三号)
一、中小炭鉱の危機打開策に関する陳情(第二六六号)
一、石炭産業の危機打開に関する陳情(第二九七号)

第二三九八号 昭和二十八年七月九日受理
信用協同組合育成強化に関する障害除去の請願
請願者 名古屋市中区南伊勢町二ノ三 山内庫三郎外十三名
紹介議員 青柳 秀夫君
日本産業の中核体である中小企業は、

信用協同組合との連けいにおいて、其の業績を向上し、信用協同組合も健全なる運営によつて中小企業の振興に参与し、国力発展の原動力となつていにもかわらず、未だに信用組合の育成強化のための障害が完全に除去されないのは誠に遺憾に堪えないから、中小企業の金融難打開のため、(一)信用協同組合の員外預金制限を撤廃すること、(二)總會の代理人員を拡大すること、(三)信用協同組合連合会の出資基準を引き下げる、(四)信用協同組合に出資株金払込み証明を認めること等を実施されたいとの請願。

第二五二二号 昭和二十八年七月十三日受理
電料金引上げ反対に関する請願
請願者 島根県議會議長 中島 竜一

紹介議員 小瀧 彬君
電料金は、数次にわたり値上げされたにもかかわらず、またまた料金値上げの計画を進めている由であるが、電力は国民の生活上衣食に次ぐ必要性をもつものであり、また現段階においては、社自体の経営の合理化によつて容易に解決し得る問題であつて、これを需要者に転嫁して値上げを強行することは、国民生活を脅かすばかりでなく、産業の発展をも阻止する結果となるから、かかる計画を事前に防止せられたいとの請願。

第二五四〇号 昭和二十八年七月十三日受理
炭鉱危機打開に関する請願
請願者 福島県石城郡勿来町 長 青天目信治郎外一名
紹介議員 田畑 金光君

福島県勿来町は、人口一万七千余を有するかつての大半が、中小炭鉱業の従業員が占めており、従つて炭鉱の盛衰は直接町勢に影響している。最近外炭、重油等の輸入、需要家の重油への切替および夏枯れによる需要の減退等諸種の悪条件のため、中小炭鉱の操業停止、企業縮小等により失業者が漸増した。たゞさへ困難を町財政ではこれが負担は不可能であるから、本町救済のため格別の援助を図られたいとの請願。

第二六六三号 昭和二十八年七月十六日受理
中函への鉄道車両輸出等許可に関する請願
請願者 東京都千代田区丸ノ内 一ノ日本鉄道車両工業協会内 岡田五郎外十六名

紹介議員 岡田 信次君
わが国の鉄道車両工業は、戦後滿洲、中国の市場を失ひ、東南ア、南米等の新市場の開拓に鋭意努力を払つて、各種のあい路にはばまれ、未だ所期の成果を挙げるに至らず、一方国内需要にも限度があり、ために目下生産能力の突は五十パーセントが休止の状態であるから、全面的に鉄道車両の対中函への輸出許可が得られないまでも、市内電車、トロリーバスを始め、客車、小型の入換用機関車、小型電気機関車、普通貨車ならびに各種部品等の中国への輸出を許可せられたいとの請願。

第二六六号 昭和二十八年七月十日受理
中小炭鉱の危機打開対策に関する陳情
陳情者 福岡県議會議長 田中保蔵

福岡県における重要産業である石炭鉱業、とくに中小資本をもつて経営する中小炭鉱は空前の危機を招来し、石炭鉱業存立の重大な岐路に立つて、これら中小炭鉱の危機を打開し、振興を図るため、(一)中小企業が真にわが国経済の基幹となり得るための諸方策樹立、(二)国内産業は国内産石炭で賄うことを基本として需要供給の計画樹立、(三)重油および外国炭の無計画輸入の制限、(四)中小炭坑の生産費低下、品質引上げと経営安定のため大手資本炭坑所有鉱区を中小炭坑に分割解放、(五)復興、拡充、新企業に關する国の責任による金融政策の確立、(六)中小炭坑の危機打開を労働者の犠牲によることなく、炭坑労働者の職場防衛と生活安定の保証対策等を早急かつ強力に実施せられたいとの陳情。

第二九七号 昭和二十八年七月十五日受理
石炭産業の危機打開に関する陳情
陳情者 東京都中央区銀座八ノ一 三菱銀行二階全国石炭同業連合会内 野村宗一郎 外三十四名

石炭産業は、いまや貯炭の増大と炭価引下げ問題との狭撃を受け、金融上相当の打撃をこうむり、中小炭鉱の多数が休産の危機に直面しているから、石炭需給の調整ならびに炭価引下げについて緊急対策を講ぜられたいとの陳情。